

目標V

人権意識の高揚と人権教育の充実

目標の 趣旨

憲法が保障する人権について正しく認識するとともに、ジェンダーにとらわれない意識や、性を根拠とする固定的な慣習等の解消をめざした啓発が必要です。特に、今日は、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性の人権を侵害する問題が数多く発生しており、これらの予防に努めるとともに、被害者の相談や救済などの体制を充実する必要があります。

また、人権についての正しい認識を培うためには、女性だけでなくあらゆる形態の人権問題について啓発することも必要です。

《目標Vの体系》

V 人権意識の高揚と人権教育の充実

1. 人権についての正しい認識

- ①人権教育・啓発の充実

2. 人権侵害への予防と対策

- ①相談機能の充実
- ②予防活動の充実

1. 人権についての正しい認識

現況と課題

人権についての正しい認識を培い、男女の人権が尊重されることには、男女共同参画社会の実現における最も基本的な要素です。そのためには、男女の人権をはじめ、高齢者、障害者、子ども、外国人など、様々な形の人権問題を理解することが必要となります。

しかしながら、現状は、男性に比べて女性が評価されにくい状況にあるだけでなく、女性の人権を侵害する諸問題が顕在化してきています。女性をはじめ、様々な人権問題についての啓発を行うとともに、人権についての学習機会の充実等が必要です。

施策の方向

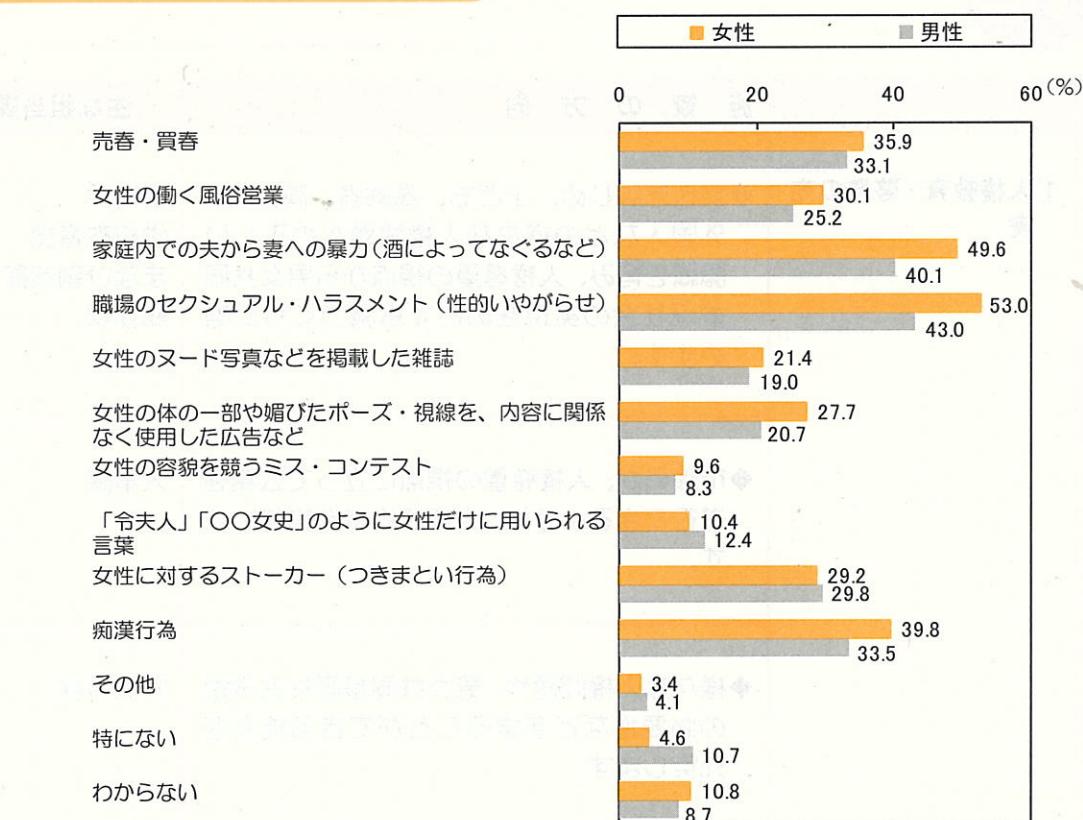
施 策 の 方 向	主な担当課
①人権教育・啓発の充実	◆女性をはじめ、子ども、高齢者、障害者、外国人などの様々な人権問題への正しい認識を育み、人権尊重の視点から男女共同参画社会の実現をめざす意識づくりに努めます。
	◆市職員が、人権尊重の視点に立って公務を遂行できるように、人権研修等を実施します。
	◆様々な人権問題や、男女共同参画社会実現の必要性などを学ぶことができる機会を充実します。

2. 人権侵害への予防と対策

現況と課題

近年、女性に対する暴力や児童虐待が大きな社会問題となっています。平成14年度に市が実施した市民意向調査においても、ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメント、痴漢行為、ストーカー行為などの行為が問題視されています。女性への暴力や児童の虐待等は、相手の人権を無視した行為であることを周知し、こうした問題を予防していく必要があります。同時に、被害者の相談や救済体制について、関係機関と連携して強化していく必要があります。また、子どもの虐待の予防や救済についても、警察や児童相談所等と連携して対応していくことが必要です。

女性の人権が尊重されていないと感じることがら



資料：男女共同参画社会の市民意向調査（平成15年3月）


**施策の
方 向**

施 策 の 方 向		主な担当課
①相談機能の充実	◆セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為など、女性をとりまく様々な悩み事相談の体制の充実を図ります。	まなび創造館 福祉課
	◆女性をとりまく様々な悩み事を救済するための関係機関によるネットワークを構築します。	関係各課
②予防活動の充実	◆パトロール、各種講座、訪問などを行い、人権を侵害する行為の予防に努めます。	関係各課
	◆セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為、児童虐待など、様々な人権問題に関する情報提供や関係法令の周知等により、問題発生の予防に努めます。	関係各課